

令和6年度

旭川農業水利事業

旭川地区現場調査推進技術業務

特別仕様書

東北農政局旭川農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 旭川農業水利事業旭川地区現場調査推進技術業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、国営旭川土地改良事業計画に基づき実施する工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共事業の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、下表に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒業後13年（短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年）以上相当の能力と実務経験を有する者をいう。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木
農業土木技術管理士	
農業水利施設機能総合診断士	
農業水利施設補修工事品質管理士	
農業農村地理情報システム技士	
1級土木施工管理技士	

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次の者とする。

技術者区分	資格
現場技術員(C)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1－6条における業務組織表及び共通仕様書第1－7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1－28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(工事の概要)

第8条 本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

工事名	工事場所	工期	工種区分
新上堰頭首工ゲート設備製作据付工事	横手市上境地内	R4.12.6	取水ゲート N= 2門
		～ R7.2.25	土砂吐ゲート N= 2門 洪水吐ゲート

			N= 1 門
新上堰頭首工改修その他工事	横手市上境地内他	R5. 7. 12 ～ R7. 3. 10	頭首工改修 1 式 管理棟改修 1 式 ゲート上屋 1 式
大戸川注水路（その 2）工事	横手市下境地内他	R5. 4. 28 ～ R6. 4. 30	管水路新設 L=550m
大戸川注水路頭無川水管橋他 製作据付工事	横手市塚堀地内他	R5. 8. 8 ～ R6. 5. 31	水管橋製作据付 1 式 ゲート設備製作据付 N= 2 箇所 流量計 1 式
新上堰頭首工ゲート設備製作 据付（その 2）工事	横手市睦成地内	R5. 10. 23 ～ R7. 2. 25	洪水吐ゲート N= 1 門
大戸川頭首工旧堰撤去 （その 1）その他工事（仮称）	横手市下境地内他	R6. 7 ～ R7. 3	旧頭首工撤去 1 式

（業務場所）

第 9 条 業務場所は、旭川農業水利事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとし、位置図は別添に示すとおりである。

（履行期間）

第 10 条 業務期間は次のとおり予定している。

令和 6 年 4 月 15 日～令和 7 年 3 月 21 日

勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とする。

（業務内容）

第 11 条 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

（1）設計に関する業務

ア 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

イ 設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務（軽微なものに限る）

（2）監督に関する業務

ア 工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

- イ 管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等の連絡業務（緊急の場合等を除く）
- ウ 工事施工中の巡回点検等による安全確認に関する業務
- エ 工事契約の変更に関する資料の作成業務（軽微なものに限る）
- (3) 関係機関等との協議に関する業務
 - ア 基礎的資料の作成に関する業務
- (4) 事業実施に関する業務
 - ア 基礎的資料の作成に関する業務

(作業場の留意事項)

第12条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行に使用するパソコンについては、受注者において用意するものとする。
なお、機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウィルス対策ソフトがインストールされたウィルスチェック済みのパソコンとする。
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) 本業務用にデジタルカメラを必要とする場合は、受注者にて用意するものとする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には、庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。
なお、貸与物件については、事前に別途使用貸借申請書を監督職員に提出し、返却時は別途使用貸借返却書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上、受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(情報共有システム)

第13条 情報共有システムの業務について、次によるものとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(打合せ)

第14条 共通仕様書第1～5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定め

る打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 15 条 成果物の提出は、次のとおりとする。

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部提出するものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 業務実施報告書 | 1 式 |
| (2) 共通仕様書第 2 - 4 条から第 2 - 19 条の規定により
実施した業務において作成した資料 | 1 式 |
| (3) その他必要な資料 | 1 式 |

(成果物の提出先)

第 16 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町 2 番 9 号（横手法務合同庁舎 1 階）
東北農政局旭川農業水利事業所

(契約変更)

第 17 条 現場技術業務契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 10 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 11 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第 14 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 15 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第 18 条 本特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図

